

保健師助産師看護師国家試験出題基準の利用法

保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験(以下、「保健師助産師看護師国家試験」という。)は、保健師助産師看護師法第 17 条に基づき、それぞれ保健師、助産師又は看護師として必要な知識及び技能について行われる。その内容は、保健師、助産師又は看護師が保健医療の現場に第一歩を踏み出す際に、少なくとも具有すべき基本的な知識及び技能であり、これを具体的な項目によって示したのが、保健師助産師看護師国家試験出題基準である。保健師助産師看護師試験委員は、保健師助産師看護師国家試験の妥当な内容、範囲及び適切な水準を確保するため、この基準に拠って出題する。

従って、保健師助産師看護師国家試験出題基準は、看護師等学校養成所の教育で扱われる全ての内容を網羅するものではなく、これらの教育のあり方を拘束するものでもない。

1. 目標

目標は、保健師助産師看護師国家試験における出題のねらいを示している。

2. 大・中・小項目の位置づけ

1)大項目は、中項目を束ねる見出しである。

2)中項目は、保健師助産師看護師国家試験の出題の範囲となる事項である。

3)小項目は、中項目に関する内容をわかりやすくするために示したキーワードである。これは、大・中項目に関連して出題される。

なお、出題範囲は記載された事項に限定されず、標準的な学生用教科書に記載されている程度の内容を含むものとする。

3. その他

提示する同一事象に対し、専門領域によって異なる表現がある場合には、括弧書きで提示している。試験委員の判断により、括弧内、外の語を適宜使用して出題するものとする。

括弧は以下の規定により用いている。

< >:直前の語の言い換えを示す。

例;世界保健機関<WHO>、根拠に基づいた看護<EBN>

():直前の語のさらに下位項目のうち、特に重要な項目等を例示する。

例;情報管理(個人情報保護)